

室町殿家式上

慈照院殿御代長祿二年
以來三職并御相伴衆以下

三職

細川右京左衛門尉

當官俱也

新波右兵衛尉義敏

畠山右衛門尉義就

河相伴衆

山右衛門尉依通宗

一及右京左衛門尉義直

作宗大膳左衛門尉持清

圓持衆

細川賴成守成之

畠山右衛門尉義就

統



斯波修理亮入道

斯波元号下屋形
義敏親也

細川氏部大輔持人

和泉守
護之方

岩彈正少弼教豐

右衛門督
宗全一男也

同 次郎政豐

山名相摸守教之

細川刑部輔

和泉守護
又一方

山名兵部輔政清

山名彈正忠是豐

去波表濃守成頼

佐宗中務少輔勝秀

武田大膳左信賢

佐宗四郎政高

富樫少成春

准國持人數

細川中務大輔成経

奥州事也

佐宗木曾守

外標衆

畠山次郎

末野

赤松新藏人

七条事也

佐宗純智紀行与

去波氏部大輔

括津掃部以之親

赤松治部大輔入道

有馬事也

同 少太郎

同息

政四

長祿之比三郎也中務少輔
未之但右与乃小之乃抱之

清供衆

細川右馬次入道道順

同息氏部輔教四

長祿
春親也

細川下野入道常灯

一及吾部少輔義遠

畠山守内大輔友由

細川土佐少氏久

傳
後之

山名守内大輔豊之

細川讚岐少郎

同 息兵部捕務久
富山播磨守教元
上野氏部大輔持頼
細川淡路守成春
富山中務少輔政光
赤松刑部少輔伊豆守
伊勢守貞親
同 兵庫助貞宗
同 河部屋敷
一 久治部少輔政熈

大館兵庫頭教
山名七郎豊氏
一 久又部政氏
武田治部少輔定信
赤松上徳元家有量
富樫中務大輔
同 備中守貞藤

上野刑部少輔政直

以上河部屋敷中戸ハ 善廣院教河部代ハ 正定是公
そのと記ハ わ人教ハ 西人也此人の名中又家
くの流ハ 不定是よりわ時志さうひて附之
之江 河部ハ 今も流之ん の流 兩人のうら 毎
一人元亮河部ハ 今も流之ん 也 河部屋敷 養年
河部屋敷中ハ 今も流之ん 也 河部屋敷 養年
之ハ 河部ハ 今も流之ん 也 河部屋敷 養年
河部屋敷

正月朔日

公家 大名 御儀衆 御供衆 上世院 女何孫

一 公方様法被禱の事先法使更へ法成有之候事御儀衆
法被禱の事先法使更へ法成有之候事御儀衆
使所一列之然法目法被禱更へ法成有之候事御儀衆
次之御儀衆等も無法目更へ法成有之候事御儀衆
礼儀との事也礼儀更へ法成有之候事御儀衆
中へ御儀衆等も無法目更へ法成有之候事御儀衆

一 正月御服奉 朔日はかき織物とせらるる法被禱
志るべきありけ志るべき法被禱とせらるる法被禱
そのふりふりありけ志るべき法被禱とせらるる法被禱

一 一尺二三寸計也此のやうな
一尺五六寸計也此のやうな

一 法被禱のやうな法被禱とせらるる法被禱
目費法被禱元何も赤羽法被禱目費ハ相の丸
屋子つや御儀衆とせらるる法被禱

一 御直苦めらるる時は役名の事法被禱とせらるる
高倉御儀衆
法被禱の事先法使更へ法成有之候事御儀衆
三人ありこれれは法被禱との法被禱とせらるる

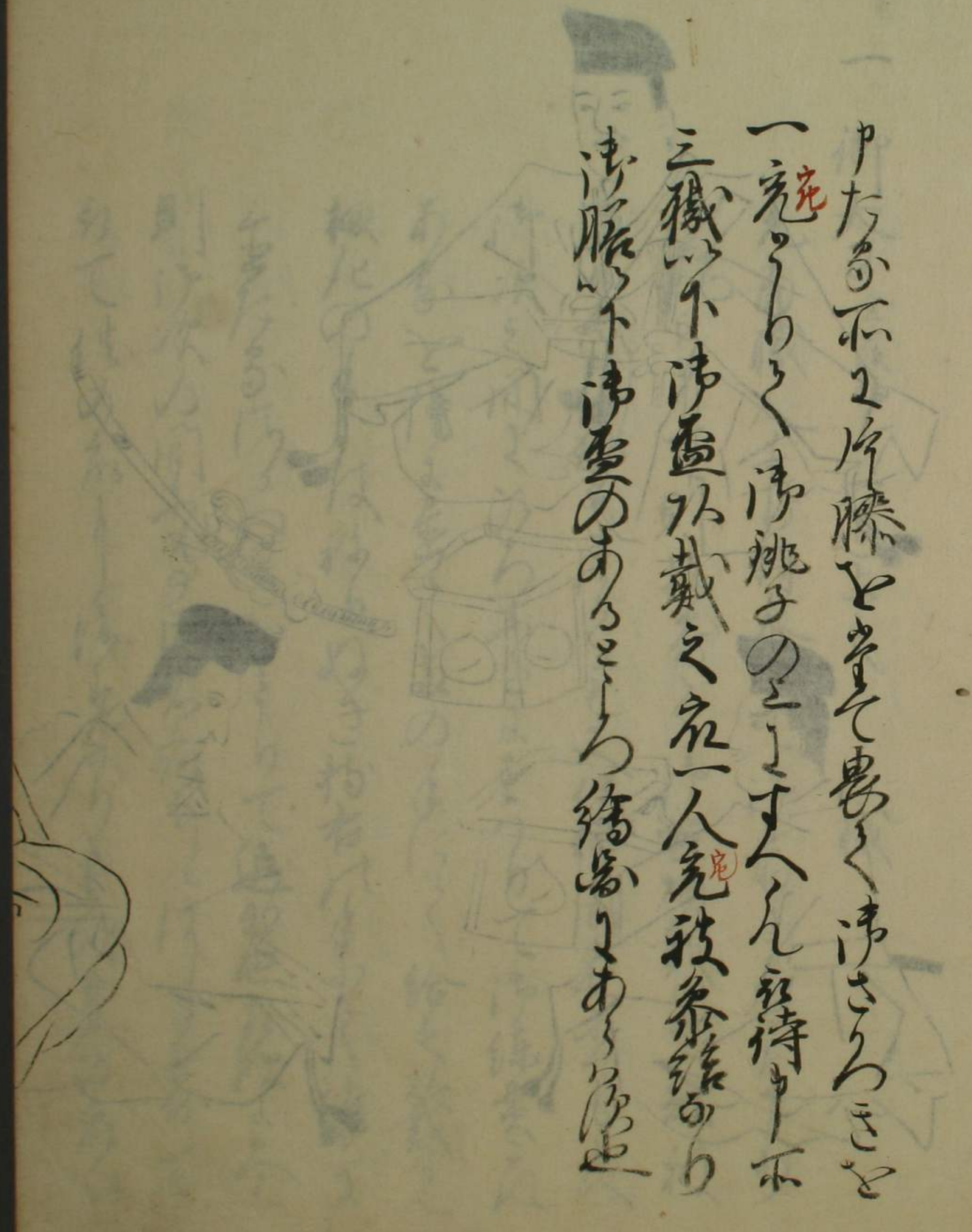
一 法被禱の事先法使更へ法成有之候事御儀衆
高倉御儀衆
法被禱の事先法使更へ法成有之候事御儀衆

召さいのきりく何とあわく是と一列の法皇は
自らり又清信流并法部屋流友人奉去
無仁乱前とハ法使而して無任法自るも
法部屋流の事正月朔日りり也其外ハ西向
懸法自依ハ二年ハ其言く但法部屋流ハ
清信流の法部屋流也其外ハ法部屋流ハ
清信流の法部屋流也其外ハ法部屋流ハ
一列の法皇はと法部屋流の法部屋流

果さるやあわく一法部屋流の法部屋流
か無任法自依人故あまこの法部屋流ハ
も懸法自る一人充るもあわく其言く
法部屋流一人も法部屋流一人も法部屋流
何とあわく法部屋流一人も法部屋流一人も
各やうして法部屋流一人も法部屋流一人も
のさいのきりく一法部屋流一人も法部屋流
法部屋流一人も法部屋流一人も法部屋流
法部屋流一人も法部屋流一人も法部屋流
法部屋流一人も法部屋流一人も法部屋流
法部屋流一人も法部屋流一人も法部屋流

而くても亦もあつひんわさありの法蓮の
とては彼の被坐をんしり蓮の村法蓮の人清
鏡子と先法蓮のたふふさくま法蓮乃
清中と先法蓮の法わくまへ入向りて
いさうりつうりあひいさうふんお膳の三蓮
とも其ふふをえ向りて法蓮の四方
は法蓮のつうりあひいさうふんお膳
ねと法蓮のつうりあひいさうふんお膳
ゆり法蓮のつうりあひいさうふんお膳
あつひんわさありの法蓮の四方の蓮

中たふふの片膝とまをてあつひんわさあ
一先法蓮のつうりあひいさうふんお膳
三蓮のつうりあひいさうふんお膳
法蓮のつうりあひいさうふんお膳





一 御太刀 金渡梅 三進上之 二職

先尚職人より持参して清前より色をとり
 沙礼して則ち揚子と清前職戴して欲被
 退り又伊勢ちりくも又伊勢同名色をもと
 清次之間よりとりて清練費に
 ありと傳又是く其の事なく 給ふに職
 根たのもは神りぬき持者れもあく傳
 牛車た家よりつさをとりて進出也た
 則清次の間より同名色をとりて
 形て信の形より清練費に

奉御同清練費存領の扱同之職格等よりきて

次

清相伴家 山名をりちと 紅糸同清練費一重 充

江綿く法人較ハハ江及清方進上也

次

圓持石被奉同清練費并出福也如き一重 好

領同之細川陸奥方系抱如額与依唯圓持難

為外換 云々日仕也

次

外様衆同清練費一重 拜領同之然世較

八拜目と四目とハ仕也又箇月ハ仕等々

次

清佐衆同清練費一重 存領同之

名江綿及一人清較よりりて清敵の役

人少也清益同清練費及裁 何々々々

頂戴して江退しへて後之清敵よりりて幾子

を持りて清敵の清さるるに度小言等

一清く持添く江存立し也然も衆人江来く

本清膳とも何年帯山清益存領之存是と

あり

次

番頭等節辨衆中及 一又何階等 小笠原 中条 結城

攻取并走取しつきて一人 充 被系作也

番以首報取取取取取取取取取取取取取取取取

攻取より次次次次次次次次次次次次次次次次

取山内常次清川付より前辨次を元と
有之由りる此分想之也大与入道合意
上池院より清使上池院
此の事も無事目とも乱後を以たりき
こゝ云云正侍外に在元より春より前辨次別
丁为上池院あり

次

公家戸次さいめきりくあくる公家と戸入て
三職之進上惟清太刀と主と清前小を
取く清前乃清なるじひのわたりき
立戸て退くとも公家一人元正年て清礼

戸也此公家の方より別る細い個公の人あり

兼令 日野殿 三條殿 爲丸殿 飛鳥井殿

廣揚殿 中山殿 後中納言殿 伯耆守

なり又時ありて傳 奏もいふあり

日野殿門府 日野事也 合任給くは後ハわりの

公家元より春より及又日野殿より入て清兼也
いしつ内大臣にき清りありし日野殿も
別は及又入新兼也其後戸次さいめきりく
兼てゆくと戸入るも常清所へ
遷御成也

一 河練費拜領事と乱あまるとの事也

一 細川漢路守 三原御目 津 笠懸 曳目 兵 津 行 進 事
主 権 神 八 津 佐 形 等 七 名 法 州 津 笠 領 載 上
あ じ ち 付 自 身 津 前 へ 持 来 あり ち の 一 一
津 ち 也 曳 目 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
引 け け 持 来 して ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
ち 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
ト 入 一 一 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
津 前 の 在 け 方 の じ じ 一 一 の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
津 笠 以 載 上 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一

津太刀を立りてこの津う立りてと曰也 赤

一 自然細川漢路不参々時早報津行進事
と 難 掌 一 次 へ 付 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
庭 上 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
立 ち 上 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
六 名 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
頭 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
一 月 次 津 前 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
あ じ ち 付 自 身 津 前 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一
津 矢 の 旨 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 事 等 七 名 津 笠 へ 持 来 あり ち の 一 一

時法諸事進とて入て初と進一とく出義酒
 の存心と心ひのすく立中てそとを突
 て法礼本と進とて及宿後以下法相付前幕
 作や法うひさめの持やうを凡世法あり法うハ
 外門のしごとまのまへへ法へしとく一と也
 法ハ法前へあり心ゆかりとくハ法りんかり



一 延方の極神極み寸ひりり茂水引を結とらと
のあいあうくまららりてらの方あてひも結と
ゆああり出やうよ調ら名とくし也

一 沖太刀 合後揚 日燈敷法をくは毎年也是法先と
沖物紙 二の足 之時と有る是ハ岸向と入也法為面つあふく
管及くく冥依時宜

一 出仕所と事各大口並番 義書也 但法部屋に定座
又い常解と前門少は松葉をくは皆とすあふく
お仕あり

一 法部屋に友人控面向法對面と事正月朔り

計也又今日ハ無く

一 定衆も辨目計お仕やふ今日無く

一 上様(沖禮と事)又今日の内あく之度 朔日 七日
十五日ナリ

一 申次之事法前様と申次同勤之面の法為面とて
則 上様の法方へ伺ふ仕人各り来はつふ
尸入く隨然こくちと應て各別と法徒の時ハ
上様の法徒に尸伏勤之也

管領一人ハ 上様法前也 法末て沖盤取載
有る法敵ハ上膳の法方 二番外ハ上つて
法末少く 取載也法敵ハ中膳小て止入り也

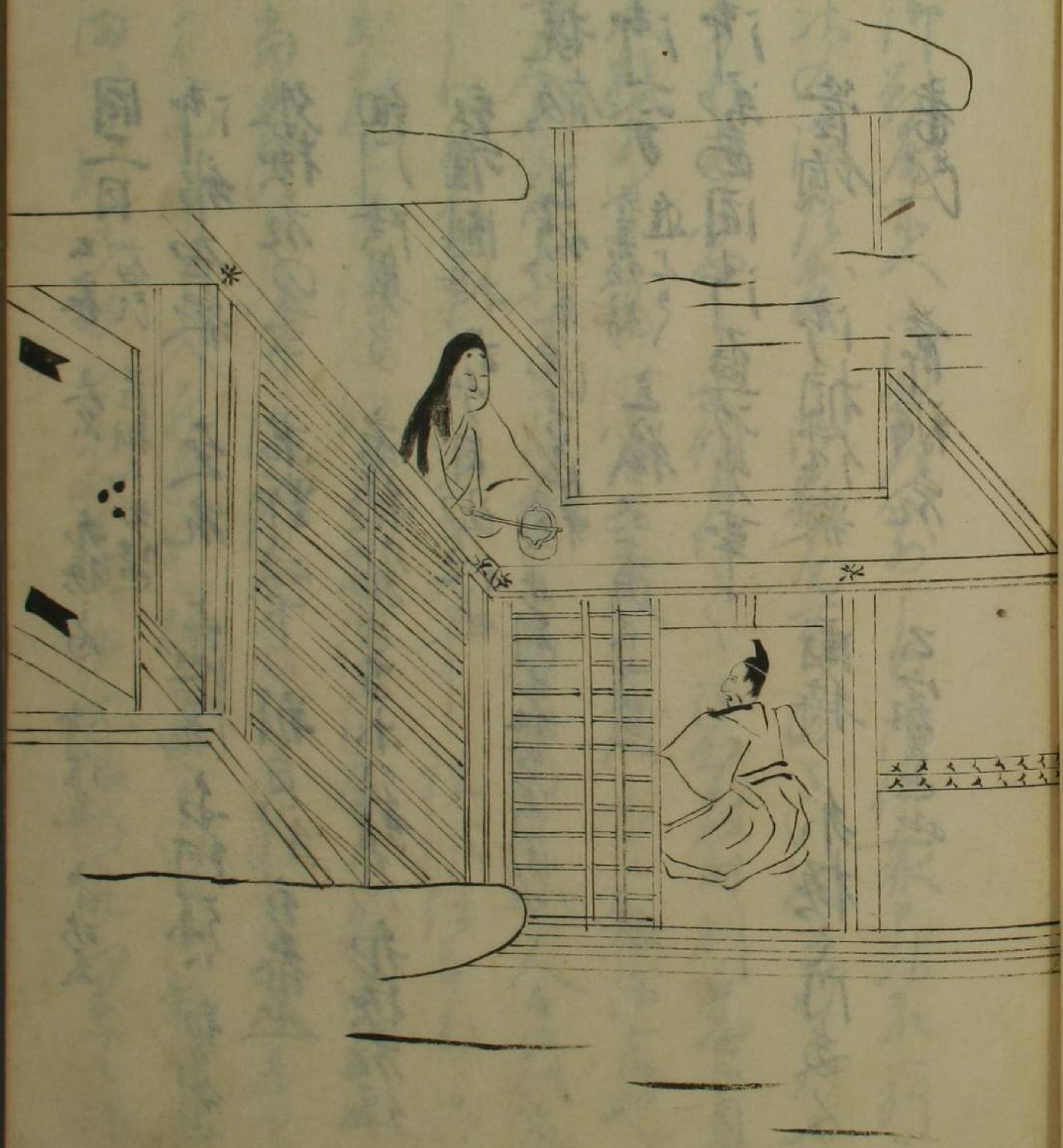
一 花清所よりハ法名由持我後清住衆一清と
清末の東に日暮三ヶ所あり其年春以下中の
清末よりわけしり門へり来てうへは過の
あつて及載之清敏をうへ過わす右めわこの脚
出かゝりていづ路程也

一 番頭以下ハ清取極の清堂及載人枚少くハれ
ありていふと上極の清堂を及及載也まこ
ふ形ありて月お也徳目終後一人を 上極清初
清録ありていふ

一 如常ハ清堂以下ハ上の清末ハ中の清末也

の君小言の教所ありまことわかきれと
延ハ教教ありて一教中と見らるる
常のころはしるえ少教中あり
一君ありていふ

一 上の清末ハ中の清末ハの君ありていふ
ははは君九君也まま中ハ極ありて
の極り戸君ありていふ
あつてまま中充ていふ
おまま中充ていふ
ははは朝夕の供所作つ家財と
けいけむるのまま中騰清ありていふ



信清の法信と云はれん 法信へ持来り
 此の時いけりあるといふるをわが書に
 延べらるるをまじく書及来入のりあり
 至るは日世及之衆及之亦任務あり自然
 法信衣の中よりとりて来入のりあり

同日 云家 奈 九務 為 所任 元 中 亦 元

清和天皇 之 元 上 池 院 少 阿 孫 口 朝 野 延

外柳原の事 一 末 野 以下 八 朝 日 計 亦 奉 延

細川陸奥守 一 弟 勅 加 賀 守 亦 八 難 為 亦 後 元 依

皇雅園持 又 今 日 出 仕 也

一 挽 敵 去 改 美 濃 寺 成 頼 未 別 出 仕 宜 同 也

一 御 太 刀 金 覆 楊 進 上 之 職 亦 今 日 元 氏 也

一 清 和 西 國 清 和 丞 事

管 領 清 和 伴 衆 國 持 亦 極 之 内 友 人

番 氏 前 朝 元 云 家 也 也

一 清 和 西 國 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

亦 清 和 丞 事 一 亦 清 和 丞 事 亦 清 和 丞 事 一 列 之

供儀也 杖持之蓋三ありしに 杖持たるし 杖に杖の法
蓋杖持儀依人杖三ありしに 杖持たるし 杖に杖の法
杖蓋の上と儀の杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持と先杖持の杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持たるし 杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持たるし 杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持たるし 杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持たるし 杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持たるし 杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法
杖持たるし 杖持たるし 杖持たるし 杖に杖の法

等と起りしを心ありし 片膝を三疊し 杖持と
一先^先杖持と 杖持のよきと 杖持と 杖持と
之職以下 杖持頂戴し 杖持一人 杖持一人 杖持一人
御大の金 三進上りて 三職

先高儀人持奉りし 杖持り置て 杖持り置て
杖持り置て 杖持り置て 杖持り置て 杖持り置て
杖持り置て 杖持り置て 杖持り置て 杖持り置て
杖持り置て 杖持り置て 杖持り置て 杖持り置て

次 山名殿以下 杖持伴衆一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人
杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人 杖持一人

次 國持衆被衆同 杖持頂戴時 杖持同也

次 次

細川隆興守
京極賀守

依此准因持維為外様家

又今日仕也
又沙盤取戴同の

清信衣一人充充沙盤同沙盤此項戴者正格之

以後一人沙敵之加行りて沙敵及役人亦也沙盤

此戴あしきや此戴る此進るる後之沙敵

尸之れつる人沙純子と持あしき孫多於叔乃

沙盤も四方とも一度之持添て此格立しや

御も八余人充未て本沙之盤の沙せんも

あ第尸之れ此沙盤并領ハ先まてあり

次

書段申直辨衆ハ

一及右波書
三上

小笠原
楠葉示中条結城

千秋懸沙目也

次

己家中次さいめきりしあしき孫とト入し

之職進よき沙太力しきましく沙前く山を記て

沙和の沙在仕向乃此格並しきましくあしき

退るるも孫一人充充沙盤之孫のわさしハ

凡前く沙也意しあしき後尸次さいめ格入

あしきあしきましく入るる常此沙所へ定置也

一

年格沙家馬始有之

毎年今日

沙面向松沙盤

あしき沙盤沙鞭沙告之役

一及右波書
政撫

沙馬とハ

中既
二高宮

率くましくを沙盤より名也沙盤

松と尸て沙鞭之れ沙盤此格定ん後

少師曰郎 塚重次 平中門外一人名 一人名

中門之内ありり之被作は石鏡れん又了り

糸く少馬の口とらりり此越之也在仁乱かす此

故之にまはり常少院後少時以第ハ伊勢方小笠原

わら少信公まはりけりこの少親ハ小笠原少時儀

雖為政熙ほを伊勢方小笠原を計り之

一 洋服一糸 少院 二郎曰郎

一 挽板未刻史也 少親也力有之

一 管領へ年始之 少成始有之 挽板ハ討面良方
未刻之程也

同上様も少成始先 上様 渡河成之

少遠より始る 少親也 少成也 少成也

行成うり打之立成有少成あり 上様ハ少成

之を少中乃大少遠の先ハ二行と事今少成

故少中乃大少遠の先ハ二行と事今少成

作又精樂あり之を少成也 在仁乱前

之の事也

同日 二家 大名 少親方 少信方 少成

外柳屋事 未好の下ハ 柳斗の事也

細川陸奥守 東越前守等之隨方少成儀

其法... 浄土城... 先...
 浄土城の先... 浄土城の先...
 浄土城の先... 浄土城の先...
 浄土城の先... 浄土城の先...
 浄土城の先... 浄土城の先...
 浄土城の先... 浄土城の先...
 浄土城の先... 浄土城の先...
 浄土城の先... 浄土城の先...

一 浄分 金三進上之 三職

先當職之人持衆... 浄前... 浄前...
 浄前... 浄前... 浄前...
 浄前... 浄前... 浄前...

次 山名殿以下浄相伴衆一人充法系同法盃从載
 时正同前

次 廻持衆法系同法盃从載之时正同前

次 細川隆興守依以准廻持衆外撰衆
京極頼朝守

次 浄伴衆一人充被衆同法盃从載也名被給之

後復戴んし江出つては後之沙散りしむつ
人沙鉢子持多々子孫の親杖の沙盤とも
四方氏も一度も持添く被存立也御之余人
被参く本沙之盤之沙膳とも何事とされ
盤洋領を乞ましくなむ

次 番頭并前辨衆ノ氏 一及ハ波寄 小盛亦 中条 結城 楢葉 千秋 懸

次 公家ノ次よりきりく来りて公家と申入て
三職進上之沙分今迄沙前と申と
沙前此沙之方より方の方の寸と申と立申て退

公家一人充被参也公家流の如く
凡前之注申也公家衆相造りて沙次より乃
きりく来りて申と申と申と申と申と申と申と

還御成也
同日相伴 公家 大名 外様之内 沙住家 申入礼 奉行

- 一 武家衆今日ハ小盛何事也
- 一 沙前二申進上 藝所 毎年今日也
- 一 三職沙相伴衆圍持衆 外様 執番衆
- 上様沙之友 一五人并 契田大判事 奉行

各通事 勸世ホ也

一 淨對面所へ淨出座しりり前々淨信託り少元
一列之坊々淨出座敷と淨對面所のさいはき久
重りあやうく禮儀仕て淨出座し時別無
淨目也人殺餘多の付る二度三度少と淨目之
わ心也一人充完りやあうくハ多々尙處り一人
淨信衆しりと進々さいのきりり何と徒
淨出座と奉侍アはる無淨目座しる者も
尙舊のり次淨對面所のさいはきりりりり
淨對面とりり入て

一 淨身固 在宣卿 在道卿 未勅也又り次さいはきりり未て

面々しりり入て

一 次 三藏淨相伴衆 圓持衆一人充完被未淨祀て

退出也

細川隆興寺 依被准圓持同被衆也

次 外様衆一人充完未也 是ハ朔日計也淨益頂戴之礼也又ハ
各出仕之衆懸淨目極神日前

次 公家り次さいは際へ未て公家りり入て 月時後
三年後

針被衆仕也 望乞とハ前後お仕前あり

前々少り武家元ハ二十何ふ也 板り次何も

少り入んおつきく

次 大外様 庶数多有り

次 勘番衆 勘番 事也 上様御披官一人 勘番 大判事 其儀大判事

次 奉行衆

次 御厨子二十進上之

藝門 毎午今日 式目也

次 公家¹次²の次第(未³多⁴公家⁵と申入て今日

式目 数多有り 未³多⁴衆

一 大外様衆 勘番 上様御披官は奉行衆 醫師

庶門若通事 公家 定行 主次 親世 あり 阿多⁶き

申大彼と⁷別⁸水⁹の¹⁰均¹¹ん¹²大外様 勘番 庶上様御披官

奉行衆 藝門 公家 醫師 清竹 日記 定行 勘番
親世 あり あり 我未³は⁴也

一 定行事 八陰陽師あり 在通あり 公家の

あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

公家 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

調何日記 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

彼本を¹³あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

分¹⁴

次 醫師

次 若通車ト云未て若通車ト云テ清月ト
かろふありと云く三拜ト也

次 觀世極清目也其極神之事ト云さいきり

未觀世ト云テ清若面示力門ト云清障子

とのト云清縁ハ其かん極觀世ト云同四郎

まろふ人ト云ト一人充極ト云清通ハ其か

懸清目也ト云其間ト清縁ト云云ト云

清障子ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

未て清縁ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

由ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

一 上様清官人奉 山田松原所金山寺也 其名ト云ト云

未来様ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

一 友人ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

一 若河進上ト云清府事ト云清若面示力門ト云

清府子ト云持參ト云極阿進上ト云ト云ト云

其立て極極阿懸清目也ト云ト云ト云ト云ト云

悉相違て以中向年ト云ト云ト云ト云ト云ト云

子ト云極阿在ト云ト云ト云ト云ト云ト云ト云

頃ト云掛清目ト云以後ト云ト云ト云ト云ト云ト云

同前之注。一、院河系之戸入之別けの之
院所懸清目。然も先之也。清海清有之何清
對面相過て、以、中、向、進上之、服、不、可、有、相、違、也
同面向之、先備上、院、儀、も、白、淨、也

一、如、清、次、弟、在、前、後、仕、有、之、時、事、之、夜、仁、礼
後、常、德、院、殿、清、代、前、後、仕、清、再、興、あり、之
一、比、清、多、也、其、後、ハ、皇、若、也、主、付、ハ、今、日、未、領、乃
云、家、衆、以、恭、也、又、大、外、様、厄、も、細、川、奥、別、齋
加、別、多、也、一、具、之、也、未、也

一、今日、於、三、間、之、清、厩、一、献、有、之、一、番、衆、戸、沙、法

仍、一、番、の、以、細川漢路
系系道、一、人、祓、儀、也、清、相、伴、衆、ハ、無、伺
云、也、清、供、衆、事、ハ、皆、之、被、未、也、親、世、祓、儀、仕、从、載
戸、也

一、清、服、於、三、間、清、厩、被、之、一、番、之、以、細、川、漢、路、在、系
入、道、清、振、同、り、之、一、親、世、矣

一、御、成、在、之、清、風、呂、伊、勢、守、宿、亦、也、未、刻、也、清、成、也

一、今日、式日、名、出、仕、之、衆、上、様、ハ、清、礼、之、法、是、祓、禊、之、
事、先、面、之、清、封、也、相、違、之、春、日、殿、内、局、清、小、侍、亦
ハ、お、せ、白、い、ふ、人、親、未、ハ、清、礼、中、也、
上、様、ハ、清、礼、之、事、以、名、上、様、之、何、云、之、中、獨、以

氏雖一見其宗今乃之相一見其宗中筋以春日一見其宗一見其宗一見其宗一見其宗

同又月吉良後石橋殿仁本殿上杉

一 清練貫拜領之 お仕之衆 毎年今日如斯也

一 養物又種清進上 吉良殿

一 同 進上 伊勢守 毎年如斯也

一 清成有之 島山殿 清嘉例 毎年今日如斯也

一 清對面次弟之事

一 清對面前一清對面一次一列

次一清對面一次一列

あつたつて候仕て清對面一次一列

一人を一次一列

一人を一次一列

一人を一次一列

一人を一次一列

一人を一次一列

一 吉良殿先清對面一次一列

一 清對面一次一列

行々此方也。是公先親より清島面より
八市入るに女中白く入る清島面より
以後ありとも正依其時宜也

一 清成有之志別 島之度 毎年候也 尚穢之時ハ
正月申支座 清成有之 今日ハ 上様ハ清成
之之仍清相伴衆以下 祗儀有也 穢衆有之
親世仕之

同七日 云家大名 固持 祗儀有 清成有 中次衆

一 挽飯 赤松伊豆刑部輔 赤松代ニ 未刻仕之 時宜有也

一 御太刀 金霞掃 進上 三職 又箇目有之也

一 御藥 進上 毎年今日氏也 外郎

一 御門書被成下 右京支依 赤松例 毎年今日式置也

一 清對面 同清道次 赤松

三職 清相伴衆 固持 准兩人 清儀衆 番頭

前朔衆 外郎

一 清對面 同清道次 赤松
次之 清道次 赤松
重中 あり候也 何仕て 清道次 赤松
清目也 人枚あり候也 何ハ 二度 三度 赤松
清目也 一人 冠あり候也 何ハ 高島 赤松

一人の法住義より記してさうめきりり
何ん位より法住座を待たれり掛法自修の
者退かんとて義者の下に法住を面のさうめきり
素より西より入るに遠くは板法之を素り別
板の法住とて法住取は素りやだけ法配膳之流
何ん法住取は素り法之を素りり守るに
去後板を法住之法膳信人較之西内ありひ
んがさよりひ法住の上とて候り候しり
おれし法住取の人法桃子と法前の名なり
並くと共法住の法住とて少法次との由也

入候しりすを物つらひいかな候きりし
本膳の法之を素りしとて素り候り候り候り
法前の四方より法住一もなき候り候り
去板より法住す人なり候り候り四方と法前の候り
法右板方より板のあり候り候り候り候り候り
素り候り候り候り候り候り候り候り候り候り
小僧の候り候り候り候り候り候り候り候り候り
法桃子の上より候り候り候り候り候り候り候り
法住頂戴之衆一人候り候り候り候り候り候り

一 御太刀 金三 進上り候り候り候り

先當儀の人持来し清初の面や清禮
尸て則て一別く清盃頂戴之退出也
然る其次第先は盃頂戴退出に換同之
次 山右殿以下清相伴衆一人先未同清盃頂戴
ありし時互同也

次 圓持衆一人先被衆同清盃頂戴時互同也
細陸眞守 依被准圓持雖為外様衆 亦有出也
宗極親實守
次 清信衆一人先は衆同清盃頂戴之各は諸以
後一人清敵之衆ありし清敵の役人あり
清盃頂戴何れも亦は衆に之は退出也

後、清敵するに人清桃子と持ありし
衆は清敵の清盃頂戴之四方とも一度は持衆
ては其立之也惣に余人は未て本三盃の清
盃ともありしに清盃頂戴ハ先退出也
次 番頭并前辨衆よりハ 三上 楯葉
一及向波中余 千秋
懸清目也

次 外郎今日進上の清藥とて持来して清
盃頂戴の力さゆきとありし御所進上とて
清盃頂戴清目也やありしに別れて御所へ
再進上し給る御所懸清目之退出也

浄業事 浄念の念をきく別名も此の如く
支拂のしけりしるく此の如く念は自らし
しるきしる

次 公家中法道の徳へありし公家も今三藏
進上乃浄念と云浄念のしを以て浄念
の浄念はしるし方多しと云て述べて
公家一人充^充浄業也公家の方くる凡前
浄也と云ぬれりや

次 用樂掛浄目なり其様浄事と次さい乃
きりしるく田楽と云く浄業の如し

○ 浄通の庭とへ是一人充^充懸浄目なり浄業
有依ハ親世をせ懸浄目なり一問之庭
上へ是の時ハ浄多んのと小何ん仁を反
浄子を立りて之てさのみきり
ゆり〜浄縁と云ゆ〜と云也別常景
還御也此浄業の如く浄上人ゆりてま
浄の様も是小問

同八日 浄定家浄信家ト云家護持僧 浄 奉法

一 浄香水 進上八幡 善法寺

一同 進上八幡 社務

一同 進上因幡堂 執行

一 淨慈面次并奉

評定衆 泰清 法中 護持僧達

一 浄慈面次 浄慈座以前も浄慈衆より次元一列の
次の浄慈敷と浄慈面次ありのさゆき久まり
あやうく何ん仕く浄慈座之別を浄自や
人較あまこの時ハ二度三度あり也浄自や
一人宛やあまハ之く尚書より次一人及
浄慈衆より也進てこの際く何ん仕あり

浄慈座と兼侍元之懸浄自殿く者退かて
尚書の中次浄慈面次ありのさゆき久まり
評定元とより也退く

評定元 波多野 二階堂 此三人冠掛浄自也扱

津堂隨者評定衆辨目く之末勤く者今白ん
無か仕之さく何んあり也

次 泰清卿兼領也扱中次この際へ来く法

中次より 松梅院 妙観院 寶成院

密乘院 常隆院 常光院 清水寺之 慈心院

次 護持僧達是ハ殿上人より次く主極神

護持僧より着座して清嘉^加持ありて
退かす付此門 云方様之送中法方^之也
叔護持僧遣らし面之寮へ分ハれ其法中
少く有る左様、類々も、^レ次の後上人
法儀子のさ乃きり^レり未自身ハ清縁^ノ
しし法縁し^レらゆ^ノと^レり^レ入^レると^レ常出^ル
還清^リの執其若殿上人未^レ之時ハ^レ也力
^ノ次^ノ入^レ辰勿御^也其極禱^ノ同^ノ候令^ノ後^ノ之
^ノ中^ノ次^ノの^ノと^レり^レも^ノ常^ノの^ノ中^ノ次^ノ并^レ法^ノ供^ノ衆
之面^ノ之^ノ法^ノ縁^ノ此^ノ限^ノ小^ノ何^ノ云^ノ也

一 護持僧のしん八候令

聖護院殿 實相院殿 大學寺^覺殿 圓海院殿
三寶院殿 随心院殿 若王寺 此亦未有^ク

一 云方様の送中法方の事、^ノ次^ノ類^也也候令

清室 樵井殿 青蓮院殿 聖護院殿
三寶院殿 實相院殿 妙法院殿 竹内殿
此亦未^レ法^ノ入^レり^レ也 此法^ノ人^ノ教^ノも^レ准^レ后^ノ也^レ也^レ也^レ
^ノ中^ノ送^レり^レ門^ノ被^レり^レ也 此^ノ入^レり^レ候^レ准^レ后^ノ也^レ
法^ノ入^レり^レ候^レ也 必^レ送^レり^レ也^レ也^レ也^レ

一 小節法^ノ今^ノ方^ノ也 是^ノ候^也也 此^ノ候^也也 此^ノ候^也也 乃

一 懸く心板ふく東より表候也掛る語乞
 取るく法中より今く別名は東の之より西
 向くより今く氏く法入板達止事也 二所は法若水事
 以華白りて別名
 兼功裁有るく之表ひき少く多敷り入し候令許討面
 之年中わと多ふともお造りし法は幸白り入り
 同 大名 如法元 法住衆 法元 法元 判門田より多あり
 杉家 門田 云家 法年事候
 一 初射 二十 白鳥 一 進上之 勇退大膳全 毎年今令氏
 勤事也
 一 白鳥 一 進上 判門田 毎年今日園東後領上板雜掌
 式も許分あり
 一 御對面次第事

三藏 法相伴衆 圓持衆 外様 云家ハ 月替後
 三条後
 云家判門田

杉家 二後 典藥 官形記

一 法形面下へ法形座より法住元と水衆
 一列之次く法座衆と法形面下よりさめ臨へ
 まりあり候く何れ法住元と法形座に付別
 法自也人板阿まきこの時ハ二度三度外と掛員也
 一人宛あり候くハ無くハ高敷のより水衆一人
 法住衆より進くさめきりく何れ法住
 法形座と法待の法掛法自形名退おくれ
 高敷のより次法形面下よりさめ臨へ入り候
 面より入り候退くれ

三藏清相伴流すは一列に清討の雨乃
門へり糸各一度に清礼申して退かあり

次 圓持流一人宛は糸清礼申して退か同座

細川隆興守 京極賀守 圓持くくく支人は糸也

次 外様流

次 同公家申次さいの儀際へ糸て公家と申入る日替及三度

針糸也といは是とは糸及出仕也

次 公家一人宛は糸也これ、年始く式日あり

今日糸候之流也日替及三度 八前及之流あり

糸糸なるを流糸に候る未續くは公家

流被糸也といはていつて申次さいのきり糸て

判田と申入て

次 判田掛清目也其様袴申次さいの儀際へ糸と

けりて申すは清目下雨の門より清目子

を雨申して清縁へ糸は清通へ石出くは於座と

無清目くは座との何わ不ハ様樂田樂ると

掛清目下く同之庭上へ糸は附申次も座とへ

糸下ん何公仕也其後申次清縁の上へ糸上

清目子のさい乃きり糸とくは身ハは縁り

て清目んくは候り申す也清目子より及

立戸あり

一 氏ありて別法使ふは法を成く法を束を被改て又法を向ふは法を成あり指家法を之也

次 指家これ各と人元戸次也其法神は對面乃さめきりすのりて指家とて其門徑と戸次とをさるるありて指家とて其門徑と法系や法邊の法縁をて送戸とて此力や板門邊一人死に法系をて送戸とて法きて典藥并友知祀あり掛法目也東よりは

系をてあり元のさいくみありや、もは戸次の上人法縁のさい乃縁へは系と友立戸自身ハ法縁をてありとて入らるる者法系へ還り成りや執を若屋上人不系の時及常とて戸次へは法縁也其法神同く親屋上人法縁の常とて戸次并法神家も為之法縁の服何也八月護指信法系又與信也今日之指家門徑法系も各二人指家法神指家門ありて送戸一方有とて戸ハ法童秋并法管大和言とて八之送戸也大和

戸次神也
日並あり

以上の時送也

一 清花之事 清儀信之時ハ不及中一清友大信也
て此儀清儀ハ送也

一 弟及初仕有之時ハ弟及中一弟及初仕之
之時ハ初仕不弟也 弟及也 三弟及也 今日之
清泰也 初仕ハ家前よりさしめ清儀ハ弟及中一弟及

弟及中一弟及 今日年始式日少く弟及 三弟及
弟及て其後ハ初仕を掛清儀ハ弟及中一弟及
を改之 初仕 打續て 典藥 中一清儀

弟及今日ハ計分少く海の中也

同十日 長老達 法中初 造交月 三弟及

一 清儀 進上 造交月 毎年今日也

一 清儀清初有之 毎年 今日式日三
也

一 枕清儀清儀儀清太刀金進上 島山後

一 清儀宣始有之 毎年 今日式日三
也 三弟及無弟及

一 清對面之弟及事 三弟及造交月 長老達法中

一 清儀面之弟及清儀面之弟及清儀面之弟及
清儀面之弟及清儀面之弟及清儀面之弟及

一 清儀面之弟及清儀面之弟及清儀面之弟及
清儀面之弟及清儀面之弟及清儀面之弟及

の法傳子と阿梁尸して法中南部流一書院
以下一人充法未して近き山時法送を乞之
法及尸法法縁のさいはきり久ゆりて法傳子
と名及立尸一自身ハ法あるんらん法縁より
海あり尸ありありあるを多の法中へ送法
一此法方法送を乞之は南流の地准なり及
法法無之秋法法未解之時も名法送中
一各家流所の法未の事乞流乞之と東あり流
法法あり毎度東ありあり
一法中ありて法未あり法傳子をわする

いん春賢之成勿通や授之西家法家はや未
為存し門之あり此公家を乞之其類けり未
順之也

丁方るゆゆ事あり衆あり人ハ縦指法流
法不未ともありわす未ありて法東流のこ
ゆりありて法流法自や乞之と先親も世を
是ハあり流ありてありありわ未ありて
わさきりて法流法入ひちん出ん親もわ感
法流ありて法もたきりて法流法ありて
わつきりて典集友知流ありて法未あり

若西元一人も云法儀の事なり只典葉斗とて
和らむらむ事此方執事なる事奉を
物にはあひあへぬ折ありき品控重なり
ちや又東元之元はくく事奉斗とて其時
より斗法小扱り及海き事也候令云事申す
の右位法身たるべし

一 淨律定始別 若領申律定元は拾律 修多也
其外奉行元以下出たるわ此儀之趣に元前
の事也

同十二日 法中 宇治衆

一 淨成者く未判 武衛法嘉例
一 淨對面之次第事毎年今日此也

宇治衆 法中 淨室

一 淨室面正法座以 若くは法儀元中法元一列
次の法座及とて對面ありのさのきつとま
あふらうと伺仕りて 法座之時刻法自也
人枚修多の時は一度二度三度及わも法自之わけ
し法也一人宛なりやあきく事之由書の申一人
法儀衆しわと進くとさのきつと伺仕り
法座と事儀の掛法自の名取申す

南斎のト次法親由西のさいりきりへ来り宇治院と
ト云く宇治院多一人免懸法自也

法年

法年ト云ハさいりきりハ少クト云テ
又院ト云ハ多ク者達院友門徒也

次 法室法親由領也是ハ殿上人ト云クト云ク其秩神

法室と云ク入ク法親由西の内ハ法親由の由ハ法親由の由

ト云クハ法親由西の内ハ法親由の由ハ法親由の由

送中ト云ク叔中次の後上人法親由のさいりきり

所系ト云クハ法親由の上ト云クハ法親由の由ハ法親由の由

被中入ルルハ法親由の由ハ法親由の由ハ法親由の由

后上人ト云クハ法親由の由ハ法親由の由ハ法親由の由

同之親殿上人雖被申次常ト云クハ法親由の由ハ法親由の由
西乃縁の服ト云クハ法親由の由ハ法親由の由

一 法成 有之未判 武備 毎年介自 上様ハ法成也

仍法相伴衆南目法親由ハ法親由の由ハ法親由の由

猿樂者ト云クハ法親由の由ハ法親由の由ハ法親由の由

同十三日 門徒法年ト云クハ法親由の由ハ法親由の由 賀茂草 赤賀也

一 法對面次布事

賀茂草 法年 宗余 真性 宗

一 法對面布ハ法親由の由ハ法親由の由ハ法親由の由

法之法親由ト云クハ法親由の由ハ法親由の由ハ法親由の由

概して何れに於て法を修むの時刻法自ら知らざり
人教修むの時及二夜三夜も法を修む時自ら
一人^死を修むとあてはきく南島の尸次一人を
法修むと進くとさいのきりり何れに
少の修む時自ら知らざり
南島の尸次法を修むとさいのきりり

法を修む時自ら知らざり
一人^死を修むとあてはきく南島の尸次一人を
法修むと進くとさいのきりり何れに
少の修む時自ら知らざり
南島の尸次法を修むとさいのきりり

法を修む時自ら知らざり
一人^死を修むとあてはきく南島の尸次一人を
法修むと進くとさいのきりり何れに
少の修む時自ら知らざり
南島の尸次法を修むとさいのきりり

一 けしき有之門改流ありてなる別法使あり
清出成く法修むと改流ありてなる別法使あり

座ありし去十日持家以下清和殿のやうに隨分あり
又わづらひし清和殿のいさむらひは云々

門徒梶井殿以下一人宛清和殿は殿上人宛

戸治之主御神清和殿のさぶきりくしあり

口説たかくと申入て西の山傳あり一人宛

新来也清和殿の時清縁と云送也云々

戸治之殿上人清縁子のさいはきりくしあり

清縁小い清縁と云傳あり申入るを別

常此清和殿へ是清和殿の能く申入る

戸治之殿上人の申入るを常此申入る傳也

後上人雖戸次之言戸次在清和殿も乃

清縁子乃賜之祓作也

一 妙法院殿清事 十六日 あり清和殿又今日十三日

弟之儀勿傳之准后又及宮門徒少く清入るを

必可送戸之

同十四日

一 於清會不法別之時一秋有之月 上儀也清和殿

其時捺控は弟之平家と戸也 在平家清和殿の
清和殿之あり

又目野友 後能清和殿人宛清和殿之間小何と云

清和殿之審問之 上極清和殿作らわ 目野友を清
和殿

相伴わくハ多ク正斗ニ事々

一 二三日間の事及曉レ馬場敷ルハ見シ

ルハ三間法既之法縁ハ法成ルハ過ル

被法流之者ハ常法更ハ所成之上秋迄

三球ナリ法流者常ノ法更ハ所成也

一 相難事相小入ル法面ハ相法庭 沖外也 執世

沖所様 上様

為中ニハ法流アリ

沖外也ハ沖所様ノ事ニ入ル

同参勤人取事

目形者 三条殿 馬九殿 鹿島井殿 後中前言殿 後領 細川津後殿 一及殿 沖外氣木也

相法遊南ニハ法縁少ク云武ニハ小法作也

首事人ト世レハ法流中ハ流同何ニ在之

走家ニハ人座ニハ皮人何ニ也

一 細川殿ハ法非南職何ニ也 志衛伊及 富山及

北南職ニハ法作也

同十又百 云家 大名 外様 門法世 元中 次書 取 希朝 衆 仕也

一 梳板 云名 伴 椽 寺 教 豊 未 刻 出 仕 之 時 正 月 也

一 沖太刀 金覆輪 進上 三職 云ケ日九廿世

一 沖太刀 金進上 云名 右 傍 爲 入 道 宗 全 毎年今日三職 進上之

一 沖對面 日 沖 並 之 次 弟

三職 沖 相伴 衆 圓 持 唯兩人 沖 傳 衆 書 取

のまゝに居り根法をくく居りしつ法禱子と
おそねの法蓋の四方居りたる所をわさむと
立畏て法蓋と一つありく法禱子のとり
まへん法待り如小三穢以下法蓋に戴之
一人免免法系ん免法待也

一 法太刀 金三進上三穢

先為穢之人持系ん 法初上居り法禱子
列さしあて法蓋に戴ん退蓋は法
の免系頂戴ん退蓋は法同く

次 法名後以下法相傳一人免免法系同法蓋頂戴

也 時正同前

次 圓持衆一人免免法系同法蓋頂戴也 時正同前

細川陸奥守 依被准圓持雖為外様衆 又今月法蓋頂戴

次 法信一人免免法系同法蓋頂戴之者法禱子

以後一人法敵之替りて法敵の役人あり也
頂戴ん退らんと候く法敵のされり人
法禱子持あしつ法さる候く法蓋のに四方
とも一度は物添く法系は也候く余人
法系て中法蓋の法膳ともあけし法
法禱子は是とあり

次 耨頭再前辨流下反

一及河段寺 小笠原 中条 秋
三上 摘葉寺 信城

懸清目也

次 云家尸次さ方きりふあんと家とト今三穢

進ると清太刀今と清和よれと和く清和の

清のめじひひのわさ北角へ立りて退ると

る多流一人充り来ん云家の方へ八八前々

巨戸之患すあくと巨戸次そのきりふとあくと

内へしと入ると常の清和へを清也

一 梳飯

其別お仕之
清和の方へ

山石俣傳与教豊

父有傳傳入道実全傳乃道
為代教豊也仕也

一 爆竹

三連折入
書之

今期爆竹八今朝清和面おもく外

梳飯さり家の事也 清和面松の法座也と

三月らやう囉りつる巻申すわね法鏡公供流

尸次流座とも伺ふ也

一 卯枝 進上 大彼此子細喚下注也

同十六日

律家 清和少業上人

定泉

大般若經未的別行履履 相国寺 僧達 法系讀法也

毎年正五九
每十六也

一 清太方系巻進上 定泉 毎年今日也

一 清太方系巻進上 正實 毎年今日也

一 清對面次弟事

律家

法中

連成轉院

法務寺

元海寺 妙行寺

定泉

善福寺

神護寺

永通寺 智大寺

正實

四條上人

一 淨對面五人 法皇居のあしり 法皇居に法皇一列
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり
 法皇居のあしり 法皇居のあしり 法皇居のあしり

法中とよら

律家一人充り奉也

次 法中一人充り奉也

叔主後中法さのみきり人きて 定泉西集し
 友人名を一度よら

次 定泉由太刀と法皇（持事）人さのみきり
 中にて法礼さん退か仕さん月西實し同
 しくひ法皇太刀と持事して退出候う向つり
 由太刀中法さのみきり人きて 向しとよら
 刑官北法皇（遷済成也

一 今日八律家長老多被奉公律家の内ありて
未だ成老老成も下有之治弟ハ主宗中ハ
光徳ハ一ノ末也又律家も乞は法送之
只東流之分小まいりるなり

一 宗頼之内ノ律宗といハルモ只本律家
今ノ名被奉ハ主内ハ知重院ハ弟あり別
知重院ハ不リカク法仲ハ法中トシテ
定泉奉一度ノ乞ル正實トシテ入ケ懸法自也
正實奉一度ノ乞ル正實トシテ入ケ懸法自也
知別トシテ名トシテ入ケ判田以下親世トシテ
田米ハ其ノ類也トシテ入ケも主儀ハ又亦ナリ

指懸取ハ一層あり候ハ行る正實定泉を
不度ト入候ハ主年始又ハ津太刀と進トシテ
法ハ何トシテ入ケ一戸ためありト入事也

同十七日 善法寺宗頼

一 津的始末列之有之

一 津太刀一腰 金覆槍 善法寺 但津谷進上之奉ハ近年ニ候ハ
先規ニ其儀ナリ

一 鯛 二進上同 毎年今日也

一 津對面更ハ津の座ハ一ハ津住衆トテ一列ニ
津の座トシテ津の座トシテ力キリハあり
あり候ハ何ハ住ハ津の座トシテ自也

今般あまこの所は二度三度内も法目山のりり
一人宛りてあくる冬之南極のり一人宛りてわ
之進くさいのきり何れに法を座とす待たる
無事自れ退くし南極のり法を面取のさいに
きりへあし若法寺とす入る

一 法太刀金若法寺と未領也其標碑を前善法寺と
ト入るに法太刀の西乃法徳子とめく我れん三三
ト入るに法太刀未んさいにわりて法礼
トて退く也若法寺と未領也其標碑を前善法寺と
入るに法太刀の西乃法徳子とめく我れん三三
ト入るに法太刀未んさいにわりて法礼
トて退く也若法寺と未領也其標碑を前善法寺と

別當の法太刀還行成之

- 一 善法寺年始少は十七日 三月りし 未領也今日り
わりて西の元乃とく我れ法縁とわ未ん
た乃と記る東元未領也年始斗けり
一 於法對面而も今日善法寺とす入るに
未領也とす若法寺とす入るに
一 例子進上朝干事ハ正對面也後法未らわ事
向す入るに
- 一 法的始末日誌ハ正對面也後法未らわ事
の元六人三番三度也若法寺とす入るに

袴也但乞は礼節之事多し應仁礼後か
折ありも執て法的の奉行為人乞も
しつらに何也

一 公方御免は流被御之事

法儀爰の向殿とあり法名物有る
法縁之切あり法儀中不礼は近
し名位儀也之衆人同之

一 四足之法門造り為座人数事

三職以下玉持衆并細川隆興守
赤松七系作本能智云及氏部
持津持統以

赤松越後作本能田也者
法儀しつら向四足之法門造
法儀也

一 法的の多し儀礼及法事也

若法方進上之事法的の多し
法儀也

しつら

三職 法相伴衆 圓持衆 准又 礼儀

法儀礼 礼儀 相書衆 尚書不計

法的の多し進上之

如法法儀方たあく進上之

一 清和様法郎の流柱之流相事は一々又 又各難有
心先例し事効之

法多水多小笠原結之と法供有るは不
及程作の伊治多小笠原斗何らとて扱范
^也程多とて何れまこと法り方事也

一 清太分進之之事

法供元戸法家斗進之位家社是公事
何ら流斗也

同十自 法的村子流斗付有

一 法對如更法も度家系より法供元戸流一列

少く法在愛し法對如家とのさめきり
重りあふとて程作付て法を度く可
懸法自也公較修多の時及二夜三夜も能
一人宛りやかくは之れ也 尚書乃由一人は
法供有るは進てさめきりて何れは也法も
身持心ゆと排法自也名者母をん南無風吹
法も何れもさめきりてあは法郎的村子の流と
よ入て兵進らると程法も何れり法も何れハ
法二重のつれあの法ありて若成較六の重あ
あつて何れもさめきりて法も何れハ

法政の人とあてねたありしを中よりとつた
の人法政のうらふ一はあててきて法和の
とありに法和のあふ何れ村に一人先りあ
比敷のち毎身辨りの法和の作はああり
六人の法和ふ法和（法和と作）のあり
村の法の法和と比敷の法和とあてて法和
あてても法和のあてても人法和のあて
法和のあてても法和のあててもとあてて
あてて法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても

一 右のあてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても

一 とく園的始有之 村に三人 出代 島山及名字二人
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても
あてても法和のあてても法和のあてても

一 同十九日 目台樹下 糸嶺
八幡 津奉幣 霜 意 毎年今日此意

一 浄財の有りて 日台樹下

一 浄財の有りて 浄幣の煩戴事 是辨の八幡吾
法寺雜掌持事の中に在りて浄幣は法
師之幣の中に入らず有るは雜掌とは平
中^重心^欽の如く何れも之幣に在りて大略伊勢寺
日台之其三人 浄財は浄成多れんが其時
幣は僅畏て進まざるは別浄清有るは浄之
ありて南へひらいて浄三洋也 故浄幣と
浄下る浄有て平中^中門と云ふは何れに
雜掌より浄の徳を雜掌退か仕へ又浄成は

一 浄財の有りて 浄財ありて別浄の蓋未^未故
の未^未て之ありて浄有るは浄成の立るとも
浄成の四方ともありて浄成の立るとも
さ^さ乃^乃き^きつ^つへ^へ未^未れ^れ 日台樹下^下 入^入る^る 日台樹下
無^無浄^浄自^自也^也 故^故浄^浄成^成の^の未^未れ^れ 入^入る^る 日台樹下
入^入る^る 日台樹下^下 入^入る^る 日台樹下^下

一 先^先に^に浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成
浄未^未成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成
其^其に^に浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成
と^と浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成の^の浄^浄成^成

同女日 山後 執番 行名三人 粟久 使節 樂人

一 沖太刀 縁奉進上 山門執當 毎年今日氏之

一 沖太刀 次 執番

執當行者 三人 使節 樂人 粟久 行名

三人

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

一 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ 沖太刀 下へ

次 使節一人 先 執番 自也 假令 月福院 護正院

乘蓮 行泉亦類也

次 樂人 在統後寺 山内也 同作度寺 整也
次 四系上人 樂人より以後P次との陸へ去る四系上人
次 行者三人 沙加持有之 仍先行者 兩度 沙前へ

參賀也

一 公後よりハ 惣名也 山後之内 少ク 行者も少ク
ヨハ 中へ入して 家系の中 山後 樂人 九一 度
P入て 其内ハ 概有も 行者も 兼有之 其後 使
一 執當 行者三人 使所 樂人 由之 兼願 依先 規より
拍應 次第也 然るに 懸沙 自行者 三人 系人 三度
又 沙系へ 兼有 沙加持有之 付ハ 行者 三度 故

より 是は 沙加持 事ハ 去在 仁礼 以ハ 兼有 事也
礼行 出年の 尺^依と 向以 沙加持 有之 故 沙加 而
系より P 沐 取 實 少ク 兼有 事 兼有 事 兼有 事
沙加 沙加 也

一 四系上人 系下 事 十六日 少毛 沙系 依^依 所 在 今 七日
少毛 沙系 也 今ハ 物 沙系 下 沙系 也
山後 人數 使所 樂人 兼有 事 兼有 事 兼有 事
少毛 沙系 久 兼有 事 兼有 事 兼有 事 兼有 事
兼有 事 兼有 事 兼有 事 兼有 事 兼有 事 兼有 事
沙加 持 所 兼有 事 兼有 事 兼有 事 兼有 事 兼有 事

有之銀世仕

七条程 春賀中比ふきりふきり七条のりりして是て系也

一 清成有之系列 細川右京左勝元 毎目今日式目也

當職之時正存中之西度 清成被中も也 柱町也

同元也

同女六日

一 清成有之系列 京極大膳左持清 毎年今日 若何也

田樂有之銀世仕

同日夜

一 清成有之系列 更島山播磨守教元 毎年今夜式目也

依清成系列此也 系程等之り 京極右衛門尉清成

有之銀世仕

同九日

一 御馬 進上之 細川右馬次 毎年今日式目也

有之銀世仕 先規中 古之類 以先例法親父
改及連之 被勅中も 舊記之旨 執尋求尚
氏可存分中も 之以被先被礼合 正月廿四日
分系注是之系之 可清見之 變愚存柳 以
其相違也

永正六己年四月十二日

大彼伊豫守
尚氏在判

安東平六殿
右馬助政友具呈

二月朔日

之家 大名 外様衆 沖供衆 中本元
齋院 前納衆 仕也

一 沖核進上 造官司 毎月朔日 式目之由

一 白鳥一

契計 五年一折

沖樽 天野又行

一 進上 昌山殿 毎年式目有之

一 沖折紙進上 請本名 毎年式目有之

一 一献 有之

昌山殿養物以下進上之事 毎年式目有之
然子御之雜掌 持春山山本水部為名 於

庭上目録の折紙と請多く自島契斗地^飽を六
法義面より左之間に並べ、法橋ハ友及無法
目より庭より右へ同解衆請多く、法義ハ
蓮下ハ也別と物の法之並ぶる未也此西様斗
於法義面亦抄法目也

一 法義面同法並次弟事

三 檢 法相伴衆 圓持 外様 番氏

節解衆 造宮司 公家よりあり

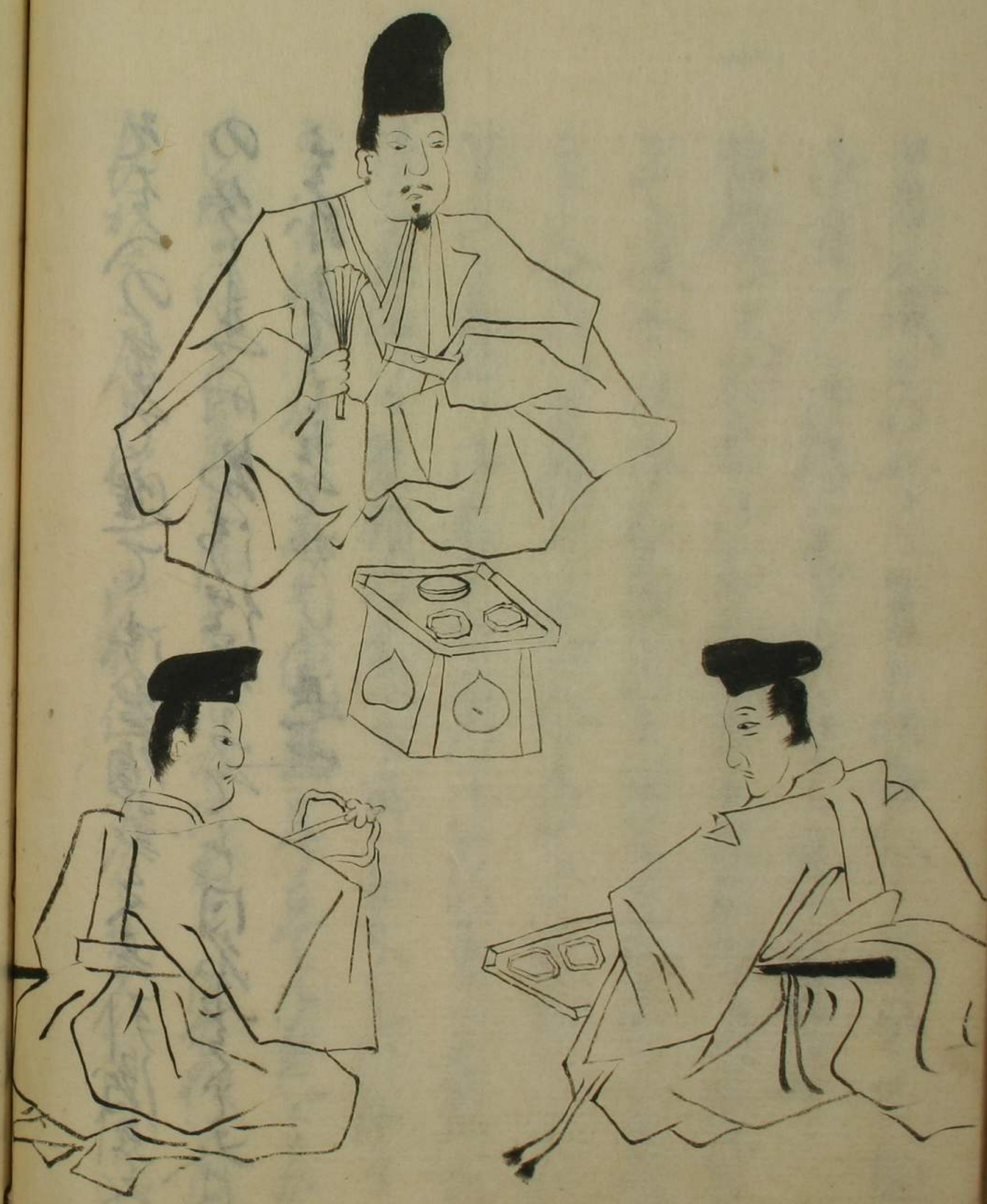
一 法義面本ハ法義面より法儀元斗法儀一列
次之法儀表ハ法義面より法儀元斗法儀一列

重里あわ様へ何仕て法儀元斗法儀一列
人数多の時ハ二度三度少を懸法目也一人宛
りしあきハ多く尚書の中ハ一人ハ法儀元斗
進てさいのきりハ何仕也法儀元斗奉請の
懸法目折る者退かん尚書の中ハ尚書
法儀元斗進上之目録と持来りて法義面より
きりあきハ尚書と入る板さいの月ハ尚書
系て目録ハ折紙とひりきりて候上候
先折紙と多し持て法儀元斗法儀一列
法目少あきハ其法と契斗地^飽と抄法目也

白鳥大蔵よりわくはる中法あへて昇て
法自之は法信の系之は法中一及上法也

一 管領一人六元前法義面之奉中法義也 友隆法自
以後不中法義面下の三のきりく来て後願
中一入て別管領并先入り来て三の内わくは
留て其法、法系、わ白乃法名あふく君は射
法三蓋海の管領の系(も蓋ハ其之ん引海斗
をりか板法砂の系あへ法三蓋は法中と法
法三蓋のよくは蓋之法系の中者の系之 法中法と法
ためわくは中法、法砂何なるん管領引法と

元々のの系で進て法三蓋願戴之共引法は
の々々其時別法信系あへてと同名あふくは
ま系も其もわくはへ退也



此は元法皇御戴る形を拵て所和と違ふは也
 御名別法之蓋の巾着んとも何事とされは也
 扱其日行の巾着のきりく糸く面とと入て
 形と髪領とくくくくく

三藏法相伴衆一列に法衣へは集て法衣
 帯して其海、法衣面下法衣に帯、方り
 各名座也御名髪領ハ二度法衣へは糸也
 御名法之蓋拵る法衣糸あり巾を法之蓋は
 三つくく巾着白く同拵る法衣とも上と成り
 笑うしては肘平舟のくく、法衣の人お相

ん校と、沙蓋若、四万と、沙前の、は、御り、之、是、之、
一免沙、船、子の、と、之、少、令、し、は、ゆ、え、一、人、免、は、集、之、
は、戴、之、後、領、し、わ、二、番、目、の、人、一、番、之、は、集、之、
其、謂、ハ、後、領、を、ま、ま、し、一、人、は、集、之、項、戴、ハ、石、
け、度、之、二、番、目、の、人、し、わ、は、結、始、ハ、は、次、之、し、
し、わ、一、人、免、ハ、戴、し、ハ、別、退、却、者、後、領、者、此、之、
何、云、之、所、必、何、地、中、一、ま、あ、ハ、れ、を、あ、し、わ、し、
退、之、其、終、之、後、領、結、作、是、は、次、之、し、ハ、家、系、
後、領、者、姓、し、し、わ、ハ、免、を、之、く、さ、う、ら、れ、之、あり、
末、座、之、沙、相、伴、衆、之、座、と、ハ、氏、何、云、ん、未、だ、の、

一人之項戴何わけは、之、退、却、ハ、時、後、領、も、
沙、前、誠、退、却、也、

次、國持親管領、沙前退却之後、中、亦、國持、も、之、及、
尸、入、ん、一、人、免、は、集、沙、蓋、以、戴、也、

細川隆興、
京極頼朝、
二人、事、ハ、先、注、申、雖、為、外、換、依、被、准、
國持、之、系、沙、蓋、項、戴、也、又、沙、供、衆、中、亦、之、も、國、
持、之、系、人、計、は、亦、沙、前、退、却、ハ、以、戴、之、國、為、之、外、
之、反、細川在馬、
二人、兵、部、少、輔、兩人、之、項、戴、之、以、之、沙、膳、と、也、

次、和、次、元、一、人、宛、系、之、以、之、三、つ、り、て、之、礼、也、

正月四日お仕し宛 名今番候

留山次郎 未野七奉事 在仁新藏人

作本銘起行多 去政段部捕 指津掃部次

赤松部捕道 月弥次郎越後之事也 在仁掃部捕

候令此類也

次 番頭并節辨元一又阿波守 小笠原 中条

一人先立結城 千秋 三上 松葉

次 造官毎月報りて奉り 何時に云家元たる也 後 津後進上後と先と

津前のさいりきりて 造文ととりて 極さいり 内へ奉りて 津くくく 烏帽子の上へ 津項戴ありせ

して 兵退ん 別掛 津目也

次 云家下 さいりきりへ 奉て 云家へ 奉て 一人先

立也

一 毎年今日 十止先折紙進上之事 云家元 悉令云

津目 絡て 後と さいりきりへ 奉て 面を 折紙進上

と 入り 後領と 奉りて 津相伴衆 固持以下

進上と 也 津佐元の中 固持あり 惣名を 仁

も 同進上と 其様 奉事 各自 折紙と 持て 津

前の さいりきり 也 極と 折紙と かけへ

奉て 同朋 奉り 候也 又 西内 不奉り 方へ

折紙とを云々とは必ず辨清對面家より難
掌進上はる戸次第とへお清紙より清紙を
下の次之間に並べ今も或家にはおとくを
上はる戸次第の人お名字宿中へ入てお家
いしとく小戸次第折紙と持来りてさいの内を
具はるしおて折紙たよりおのいんわけへ
お先注中作月朋流又流也と事也

- 一 各家衆の方ことよりお別お細くお作三人こと也
日野 三条後 鳥凡後 飛鳥井後 彦揚後
中山後 伯後 坂中知言後 山科後等也

又ハ當時少く傳奏も或家也日野後門府令信
以後ハお方の各家流お承ては又日野後と
り入て清紙進いまた月大信少く清入りて
月野後もお承ては又り入て清紙進いまた
さいのきりて承てまたり入て常の清紙へ
還清成也

- 一 故の事如折紙進上と事おみくお紙お
おくもお承ては又り入て清紙進いまた
り承て一紙とり入て進上と事お見く
三職清相伴衆一列の御おん名清紙お承て

方小島座の道一鉢未だ二鉢めの時高巻領法
破る可き入る可き入る可き入る可き入る可き
法海出仕元戸法と有る二鉢め一及所取
法破りたる也三職以下法相傳元圓持ホと
ル一何有る及任職名法破りたる一鉢
戸元今一鉢二鉢は日整版一人と一程法也
一今日三日三折紙進上子細事

而向ありの一鉢始て法礼と先祝とわはる
其名は法折紙進上之法身も一鉢始て礼名
一鉢色も山折紙八自身身といく一法也持系

有る事也法我身法依財宝と法法院破る
此の根元系一鉢何一何と法法も一鉢と
といて法身は元少と也わらうの法折紙并目
はわらうとる一と意趣と相違のみある
法法也今一と法と法中も也
一和極元法事法事

法法之元とる記法法元之常の法親法
法法也一書の法領法法及法元退前法後刻
法法折紙法法法元とる一と法といのきと
法元と法といのきと又法領と法法相傳元

すまゝに引續し申す所のよし法放形事あり
法三益等しうれて法益と法施のより
法か比するよし法前候とはなめかふる事候
法政之位作止は若領引續しとせよ人の
ちまゝ進んて法益頂戴也其引續しよ人の
のけられし時法信流ありも同あありも其
ありとも其わけへの也其しん法益敷ん
形も持て法事を形退りや、形も法三益
乃法信ともあきりし候也其後及申す
よのきりゝ事い面と申す入る形も若領と物と

して法相傳流一列の法事あり事ありまほしく
若領所の法事の法事の言ひて若領所也若領所
二度法事あり事あり候と法三益申す候と
法三益事ありと申す候はごまゝに法三益申す候
候と法三益と申すと申す候りきりし候りて時
前と法三益と申す候り人お個に教の法事
四方と法事あり候り申す候り一先法施の
と申す人申す候り一人先法事あり候り
若領所あり二若領所の人一若領所あり候り
管領所あり一人の事あり候り若領所あり二若領所の

ららるる為始くこまににらら一人先以
載しん別選かきる蒙領のつふふ何れ人こ
府必あきりひふふふふふふふふふふ
徳之若領何れふふふふふふふふふ
ふふふふふふふふふふふふふふふ
府の府とて民社作し未だの一人論之以
載ありけり退かす時管領も沙和と
退かすなり

次 國持の沙和と退かす後、以て沙和と定
及一人先系沙和に載也

六

細川隆興等
宗持の領也

五人奉り先陣中、陣の中、御氣
依に准由約沙和に載也又法信在中より
由約ゆへに、はらひ打録多しに載也
細川在りて、
一人は及に載しんが、是れ沙和と
あきりなり也

次 先陣一人先系といひきりて法信は

也 島宗所 未也
佐末録智記傳等 ち彼民社補 格持抄
志以信部補 論 月沙和所 幸 志以中務補
假令必其類也

次 番頭步節朝衆六一各段うち小笠原中糸終儀

一人宛 着くは履き物

次 送官目毎月朔日ニ奉り 法被袷名三戸と先立

法被のさいれきりとしてさきりして

さきりし月へはりしは法立帽子のさへ

はみ載ありせりてお返ししは掛指目也

次 名入り決さいれきりて奉りて

一人宛宛 奉りて奉りて奉りて奉りて

奉りて奉りて奉りて奉りて奉りて

奉りて奉りて奉りて奉りて奉りて

奉りて奉りて奉りて奉りて奉りて

一 富山安勝院進上之事三月朔日ニテも一月一献奉り也

因和同名之抄紙奉りて奉りて奉りて奉りて

因和

一 毎月朔日おははれ神志大略下為決り也

一 外様お催國持為人奉毎月朔日法立り載り奉り

中正月朔日 二度及三度

一 月名徳流は正月朔日其外毎月朔日出仕有

一 法被衆法立り載り奉りて奉りて奉りて奉りて

頂戴

同日

六 國務系 日准五人 又清修の中より西局を以て

人計を打繕くは業に裁也之候旨 清修

備中 因幡守護 如右之類也 出持亦 細川忠興

之とハ及裁之と云はん 清修 と云ふ事 一 作

清修其願を足海之也

次 如右一人宛にせきりて清修 一 作

人枚前之凡注也

次 番頭并前稱衆

次 各家よりそのととく 一 作 そのきり あり 一家

一人 先 あり 一 作 一人 あり 一 作

このきり 一 作 一人 あり 一 作 一人 あり 一 作

遂清也

一 清島合率清島内相違 一 作 清島 合率 一 作

成之 清島 合率 一 作 清島 合率 一 作

清修 一 作 清修 合率 一 作 清修 合率 一 作

清修 一 作 清修 合率 一 作 清修 合率 一 作

清修 一 作 清修 合率 一 作 清修 合率 一 作

一 清島之毎年 一 作 清島 合率 一 作 清島 合率 一 作

清修 一 作 清修 合率 一 作 清修 合率 一 作

清修 一 作 清修 合率 一 作 清修 合率 一 作

四月朔日

象 大右 外次 元 冲德象 中次 元

一 沙都勿沙也月沙也以下同也

同日 吉良友 德川友 石橋友 仁友

上秋

五月

象 大右 冲德象 中次 元

一 沙都勿沙也月沙也以下同也

同日 吉良友 石橋友 德川友 仁友

同日

象 大右 冲德象 中次 元

一 沙都勿沙也月沙也以下同也

一 今日之月沙都勿沙也月沙也以下同也

石月朋友沙都勿沙也月沙也以下同也

尸也

六月朔日

象 大右 外次 元 冲德象 中次 元

一 沙都勿沙也月沙也以下同也

同日 吉良友 德川友 石橋友 仁友

三十日之朔也

七月朔日

象 大右 冲德象 中次 元

一 沙都勿沙也月沙也以下同也

一 白鳥 一 自拉自鳥空之時ハ美喰二又ハ三進上少事ト云ク之ハ

質斗飽 千本 一折

淨信天野 又荷

一 進上 富山殿 此二月朔也 每季或月三丁也

一 淨折紙 進上 諸大名 是二月朔計進上進上儀也

一 一献 有之 二月朔

一 淨折白沙成事

三藏 淨相傳衆 圓持 礼儀 齋儀

節初衣 造官司 云家御之也

月二日 吉良殿 石橋殿 法園殿 仁事殿

上秋 日暮

云家 大名 礼儀 淨信元 戸以 西以

月七日 正月朔元

一 淨折白沙成事 淨信以下 月也

一 草花 禁裏初衣 淨信以下 寺也 寺也 寺也

奉少之 淨信元 之也 淨信元 之也 奉少之 淨信元

奏淨進上之也 淨藏叙并被官在寺也

者持人侍 奉了之 淨信元 淨信元 淨信元

立阿弥立

一 淨信元 淨信元 淨信元 淨信元 淨信元

淨信元 淨信元 淨信元 淨信元 淨信元

月十一日

一 淨信元 淨信元 淨信元 淨信元 淨信元

帝の事也

八月朔日 八朔の事今日より法家進上

八月朔日 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

一 法家西河内法徳以下月也

但八朔法徳は法徳元月法徳元月時

七有之也

八月二日 吉良後以下法徳元月也

九月朔日 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

一 法家西河内法徳以下月也

八月二日 吉良後法徳元 和徳元 上法

八月九日 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

一 法家西河内法徳以下月也

十月朔日 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

一 法家西河内法徳以下月也

一 今月朔日より法徳元月法徳元月

月朋衆役之

八月二日 吉良後法徳元 和徳元 上法

一 法家の事 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

一 法家の事 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

一 法家の事 云家 大名 和徳元 法徳元 上法

ある餅とわれと多給る名財世多也之度
法之成り不盡中法膳と法配膳の人多り
しん別わきまへ成て又あさししく別配膳と
一廿んまのり細る悉皆法膳の教之膳あり
此三膳目の法膳未だ多付

法修元一人元未日法那屋家五人元ト沐
一人元未
並取載之

同番頭節羽元一及阿修吉小笠原 中条 猶葉
結成 森 三上

と池院まうく兼て並リト以取載也之度ト沐
さいのきりへまうりる家多入て則侍奏

禁裏の御衣格と法祝のやう不存と海と法
持事とゆへ 法正格法均載有之程侍
奏少る自分とと並結之取載し 禁裏乃
法事人てとと法祝のやうとと小持て 法正と
退ながら和くお給ひる家一人元元未とんりま
あくと法修取載也此分結んト沐さいのきり人
まうりえと海トト入らそ帝の法事へ法
成り也

一 台正殿 石佛殿 法川殿等と名不及被衆以
経堂 法者等と名不及

一 御指 天野 又行

望 進上 富山殿 此月朔日毎年式日ニテ也

一 御折帑 無進上 諸大名 先二月朔日斗也今進上

一 献 有之 二月朔日 七月朔日 十二月朔日 極祈
同之 仍年中三度ニ献 今々共儀あり

一 御服 定凡儀 三職 御相伴衆 圓持衆 一宛持領

御作毎年今月式日あり 法皇之時必至詣て但
正月朔日より下迄各月たれ也仍於尚度及着
用

一 御對面月法皇御奉事

三職 御相伴衆 圓持衆 外掾 尚取

節朔衆 造之司 云外進也

一 御對面月法皇御奉事より法皇御奉事一列
次之法皇殿より法皇御奉事のさきより
あふ御之儀仕て法皇の時刻法皇自也人
阿まこの時を二度小を三度少を掛法自あり
一人宛りたては二名より尚書の中一人ハ儀
より進之のさきより御仕也 法皇と
侍の侍之懸法自也各退かんと尚書の中
富山殿及美内法皇御進上之目錄と持事して

このきりりして島々を年々とくく板こいの心へ
清系らしく集り月夜の折紙をくくまて持く
清系へ退かんと白鳥と清月とかけくくまて清系
地と乾清自也白鳥ハ大成地ありといふ方友人一とて
わさうく掛清自也清系ハ必注し不及と現也

一 後領一人家系清系向の事 二月朔日、水英抱 支柱

掛清自ては有清清系向のこめきりり集りて
後領も入て別後領斗先一人集りてさいの内光
清系らりてその海、清系らりわ向の右の方へ
若府の清系之蓋より後領の所へも蓋ハせん

川清斗をりりさんし清系らり集りて清三蓋きりり
くくして清系と清系の子の上と蓋りて 清系向の中央の
前と清系とはたの方小見中板く清系らり集りて
後領門渡とたこの字く進て清系清系也
これ以後側ハ清系らりわ向清系らりも同名く
ても又ま亦少くも清系らりかけハ退也清系清系也
持て清系と清系退か向清系守少くも月夜
わくも人清系向不又清系らり廣蓋りてハらり
織物清系と色有くとはこわさわらりと
つらりて清系らりて後領蓋りて側く清系らり

六以之若依諸君之誠内法服之
の申す所多事は例に非ざる事なり
被退おのりまもして被裁伏乞
退前迄若爾は沙衣之伺公の其極の若依の
少く被依する人の死の事と何事申す
へ代例をわく志はるる其後之若依例定
方依する事ある若依若依は例先
をくはる所違ひ是事先の沙衣依例に依
氏被依する事然一人今く被裁ありけり
退前例別若依も沙衣と退前迄は例に依る

次 出持一人先^元より申す沙衣日法服被裁也其

極神因初なり

次

細門陸奥守 出持一人沙衣日法服被裁也其
多事被依也
准出持沙衣日法服被裁也又沙衣家中に
出持一人計を打續きく沙衣日法服被裁也
國持の如くは 細門陸奥守 出持一人沙衣被裁也其
沙衣と申す事なり也

次 出持一人先^元より申す沙衣日法服被裁也

富山守 吉野 赤松新義人
佐々木経高 吉野 赤松新義人
長政氏 赤松新義人 指津持部氏

西行抄補入道 月沙抄原 西行抄補
假令此類也

次 香須并 萬報原 千林 三三 桶堂

一人家系之辨法目之

造宮司毎月朝に造 沙板進上後 月沙抄

造宮司何時も家系をたづね 月沙抄

造宮司鳥 月沙抄

あゝ勝んん所退んん外抄法目なり

次 家系決まりのきり久しうて家系とす

一人免り速決る家の方ころりハ別細

何人の人ニたるとハ

日野殿 三条殿 鳥丸殿 飛鳥井殿

藤橋殿 中殿 後中納言殿 伯殿

山科殿 今と也時小わらそ侍 奏も彼

素也前より仲山抄

日野殿内府 日長事 今日任給之はハハハ

公家流り多ては又々日野殿とす

素也内府に在るは又々日野殿

少之別は又々入法速其度

一 秋の事と家流法系ありけり 任勢也

一 木下もろくろ 法家慶年のきりきり
 一 柳下今之進之り 外日附後三職法相傳
 一 列之何云ん 若 法初出右の方小者法也仲職
 系之二度目乃 時尚蒙願 法初之系之今
 其法初之 法道 法修之元 大元と 大之三職目は 法初
 法初之 法道也 三職以下 法初傳 法初
 出 あり 且 法初之 少能之 法初之 一職也
 今之一職 法修之元 日中後 一人令 法初傳也

一 外様流の系 柳下 具初之 法初之
 初あり 今之 一職也 常之 法初之 法初之

一 為管願を 法道に 載ん 進之り
 一 法初之 法初之 法初之
 一 法初之 法初之 法初之
 一 法初之 法初之 法初之
 一 法初之 法初之 法初之
 一 法初之 法初之 法初之
 一 法初之 法初之 法初之
 一 法初之 法初之 法初之

同日 台島後 右橋後 法初後
 仁林 上秋 歳暮、法初之系
 同日 廿日 系上人系

一 尸次法親面宗のさいのきりへあてて宗系上人と
尸入り別法自とわきりる也法送ハ宗

同女目 七条程宗候

一 是も尸次さいのきりへあて七条程宗と令て

別掛法自也 法送ハ宗

同女目 序山寺以下ハ宗候

一 日宗尸次さいのきりへあて七条程宗と令て一人免
宗免法自也若自解人宗系とて序山寺共一人
とて凡七条程宗と令て一人とて序山寺
とて宗也

同女目

権井教 聖護院後 三條院後 法宗 淨光院
知五院 妙行寺 淨教寺 権教率

一 淨教勿沙事

聖教率 淨光院以下各 権井教 権教率

一 法親面宗 法親面宗とて法送ハ宗と令て一人免

さいのきりへあてて法送ハ宗と令て一人免

各宗免也宗免とて法送ハ宗と令て一人免

さいのきりへあて

一 聖教率権井教宗系と令て一人免也

次 淨光院とて長宗系と令て一人免也

法自也

次 権井教とて法自也其宗系ハ宗と令て一人免

来て挨拶をして上へ文をわらへて一人宛と目附先多き門にて法家へ送りし
法家法礼中亦多き門にて法家へ送りし
と申山は多き門にて法家へ送りし
共しと云文字反りて入挨拶と申し公被等
余海より反

次 門跡衆 梶井直 三慶院後 以下一人宛法家へ送

是ハ殿上人宛申法家へ送りし
さしめきりて余へ 梶井直と申し門跡より令
門より法家へ送りし法家への法家子より送りし

法家より送りて一人宛法家へ送りし
送りし也 法家より送りし
法家自身法家より送りし
別當法家へ送りし
法家より送りし

- 一 法家進上 法家進上 外前 毎季今月迄也
 - 一 法家進上 法家進上 外前 毎季今月迄也
 - 一 法家進上 法家進上 外前 毎季今月迄也
- 同在七月 攝家門垣云家 法中月迄也
外前 毎季今月迄也
田舎元末 山境

一 法家進上 法家進上 外前 毎季今月迄也

乙家 法中 法後 外所 普通事
田樂 持家 門經

一 法多而五人 法多其家より 法後家より 法後
~~~~~のきりりつ切~~~~~ 法中其時刻  
法禮して 岩を退せ 田へく 注りてく ちり  
叔當番の中 法多のきりりつ切~~~~~ 乙家法中と  
ト~~~~

公家法中一人 死死りて 其後 法中  
次 法後 懸法 貞也 正月 廿日 法後 樂人 として 入候  
今日 法中 之 及 申 入 して 法中 之 續 くと

兼らりわ

次 外郎 兼 法中 持家 今日 進上 仕 法中 兼 として  
持家 申 して 法多 而 承 の こと 法中 して 外郎 兼  
と して 法中 兼 として 法中 兼 として  
則 法中 兼 として 法中 兼 として 法中 兼 として  
法中 兼 として 法中 兼 として 法中 兼 として  
法中 兼 として 法中 兼 として 法中 兼 として  
法中 兼 として 法中 兼 として 法中 兼 として

次 普通事 として 普通事 持家 貞之 辨也  
次 田樂 兼 持家 兼 として 法中 兼 として 田樂

とくし 法苑珠林の門下は 法隆子とゆふく  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑

次

法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑

法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑

一 法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑  
法苑の法苑かん 法道の法苑とて 法苑の法苑

より沙女通りなり

日女九百名 家名 如孫 沙世名 上法  
家名 交善名 上孫沙名

一 沙射勿沙事

三 穢 沙同伴家 出持家 外孫 公家

四女 惣番衆 上孫沙名 是二五人

一 沙射勿沙人 沙世名なり 沙世名上法名毎の

さゆきりく程作して 沙世名所則沙世名

若所退也あつて 沙世名所則沙世名

さゆきりくあつて 沙世名所則沙世名

三 穢 沙射勿沙事

沙系各々合く 度不沙礼して 退かぬ也

次 國持一人先 沙系沙世名 退かぬ也 同孫

細奥 加 二人 退かぬ也

次 加持家系さゆきりくして 沙礼也

次 公家ゆきゆきりくあつて 家と申して 同孫

計沙世名上法名 是とて 沙世名所則沙世名 今日

叔父ゆきゆきりくあつて 家と申して 入る

沙世名所則沙世名

次 惣番衆一人先 沙系 何とて 申して 在

續く

次 上極清披友一五人 誓日有刺事 其意大悟也 等也 經中自是  
 其後中次三のきり久糸く海くし入  
 之く列常清也入 奉清成也  
 長老達 云家 吉良友 石橋友  
 淡川友

- 一 同晦日 大各 外極 清供衆 中次 番氏
- 一 淨身固有之 有道心 在通心
- 一 清心之奉 清教敷而之の進之
- 一 卷物進上 三職 清相侍在國持 毎年半年 目録有之

- 一 清願 二果進上 右第受後 毎年今日迄
- 一 深草 二夜進上月 毎年今日迄
- 一 泉草 十間進上 昌友 毎年今日迄
- 長老達 三職 清相伴衆 國持衆
- 外極 番頭 節組衆 走衆
- 奉行衆 台良友 石橋友 淡川友
- 台石 淡川友 仁市友 上役下衆之他外次
- 内八可集之云家可書而之先の事也
- 一 奉之十四日換之清氣而承之 清氣在初之わは信衆
- 一 下沙在列之次の清氣友之 清氣而承之のさいの

きりつゝまわあやうとついでて法親王の御勅  
法皇の御勅の御旨に及らざることを懸念し  
一人先花をもちていさむく當處中法一人は法親王に  
進くさのきりつゝ程作位法親王と兼侍法親王と  
懸法親王の御返書に  
懸念

- 一 今期乳衣の法親王に小法親王進上て侍  
奏揚事同日下とらゝの奉敷侍 奏揚事よりして  
下入但侍 奏揚事よす計也
- 一 法親王に法親王の御勅書に御旨に申す法親王の奉  
有る

- 一 御奉敷書より法親王の御勅書に法親王の御旨に  
とらゝの御旨に及らざることを懸念し  
中法親王を一人先をもちていさむく當處中法一人は法親王に  
進くさのきりつゝ程作位法親王と兼侍法親王と  
懸念
- 一 御旨の御旨に及らざることを懸念し  
御旨の御旨に及らざることを懸念し  
御旨の御旨に及らざることを懸念し
- 一 御旨の御旨に及らざることを懸念し  
御旨の御旨に及らざることを懸念し  
御旨の御旨に及らざることを懸念し

一 後年事少次持来らさしめきい少く太市事後を  
 してとく清目かけつるやうくく分て持てけ金  
 一 法衣名案の多進月事

悉皆此重るり次持来りてさめ際少く清目向のさめ  
 うらふ来て清目進く根作仕る路とくさる若く後上鏡  
 又たて持て持進也為て無清目神し柳也又うらう  
 一 仁也之能共持神也後上也

一 皇年事少後をさしめは以て持来りて然目進月事  
 之持来りて持神の多是結て多とく片ひく之を  
 一 持来りて持神の多是結て多とく片ひく之を



平家持目進 加文字持目進也



一 被書御月次并奉事

長老達是ハ薩涼朝拜沙之ニ立極神ハ御  
對面所のさハ此より久形奉て其氣在りて  
内より西の清隆子とありて其氣ハ沙香  
以て其氣ハ此より久形奉て其氣在りて  
新奉りて及合て一度ハ沙礼節にて也  
西の清隆子とありて其氣ハ沙香  
自身ハ沙縁少ク沙之ハ清隆子  
立節ハ此より久形奉りて其氣ハ  
以て其氣ハ此より久形奉りて

次 三職母法相侍衣御り一列ニ沙禮節不の

うらハ其氣ハ此より久形奉りて其氣ハ  
以て其氣ハ此より久形奉りて其氣ハ

次 國持衆一人充り奉り沙礼節にて退節也

細野國持衆一人奉り奉り沙礼節にて退節也

准國持月よりつらつら其氣ハ

次 外儀衆一人充り奉り沙礼節也 正月朔日月四日毎  
毎月其初初迄

奉勤の方ニ  
あり

島山次郎 七奉事 末野 赤松新造人

佐々木徳智延徳寺 土波國郡大橋 杉津掃部次



志保部少輔入道 日強法師 志保精補  
假令以類也

次 番頭車 節羽寂ハ一及阿波子 小笠原 中条  
三上 楠葉木

一人免糸免以て免是法月也是之打以てきく

次 立元一人免免以て

次 奉行元一人免免以て免抑法月也之付意之也

追々追と決さるるきり追の糸追と追徳川友 徳川友

と一度小入追と追新法也

次 右馬友 徳川友 右馬友 仁事友 上秋

年と打鐘追と一人免免以て是根追と決さるる臨

事と追と事と追と今と追と

次 右馬友一人免免以て是根追と決さるるきり追の糸追

追と追と事と追と今と追と

一 歳會法追事追教追之事追今日追以追事追也追而追之追と追進追と

追追也追有追之追追追法追先追法追而追而追の追法追と追居追事追也追

追追と追自追清追元追の追本追を追法追書追也追と追今追と追今日追

追追可追事追也追追追定追と追今追と追其追清追也追と追日月追明追也追

追追是追の追歳追會追の追法追卷追教追也追と追未追と追今追と追大追晦追月追は追

追追之追の追と追一追度追と追追追也追と追追追也追と追追追也追と追追追也追

追追不追追追也追追追自追然追と追追追也追追追也追追追也追追追也追

事くわたりて其商所より存しあるに  
 威養くわたりて其の成り採へり  
 梅のとりひき結付の成り採へり  
 中と末と成紙の成り採へり  
 法財の成り採へり今日日時之法取裁あり  
 一 奉専之成紙又其小入と八の先之法取裁  
 小取の成紙小取の成紙小取の成紙  
 一 奉専之成紙又其小入と八の先之法取裁  
 一 奉専之成紙又其小入と八の先之法取裁  
 一 奉専之成紙又其小入と八の先之法取裁

一 長光達ス系奉法ハ人法取裁あり  
 一 長光達ス系奉法ハ人法取裁あり  
 一 長光達ス系奉法ハ人法取裁あり  
 一 長光達ス系奉法ハ人法取裁あり

右申次記録事先祝申上之執先例清親文正殿  
 連之被勅申之舊記之旨就尋求尚氏其存  
 分申之被是取取合後至之分被注並之  
 条之一也其見作又愚存柳以之相在也

永正六年四月十三日

大友伊勢守  
尚氏在判

安東平六殿  
在馬助政友是也

中次人數事 長祿年中事

大館兵庫頭教氏

御供衆之上總持房大男也及後領兵隊以討死之任務也尚氏親也

伊勢備中守貞友

伊供衆之任務入道貞道大男貞親別名金也貞孫令入道貞瑞安也

上野民部大輔持賴

伊供衆也熱仁禮以後三番隊也因幡守貞成伯也

伊勢加賀守定統

伊供衆也熱仁禮也三番隊也

鳥山播磨守教光

伊勢下總守貞持

貞統之世女舍下總守貞統力仁在之其息次郎左衛門貞賴并有京兆貞遠之親也

鳥山中務少輔政光

伊供衆也應仁亂迄四番頭也支將監貞衛之

伊勢備後守貞照

貞孫舍弟息上不分明也

伊勢肥前守感富

高師右衛門感種之親也

伊勢備前守感定

前二條中守也任瑞安朝任備中守并任備前守也

右清書事以伊自筆被定是也

文明之比

鳥山官内少輔

聚食兼應仁禮後伊供衆番之須也支將監貞清次男也勇之名信濃守持清方仁在之其息三寬三年中伊供衆之討討并奉勅也

鳥山刑部少輔政清

伊勢乃系免貞親

伊勢下總守貞枝

伊勢備後守貞照

鳥山中務少輔政近

伊供衆也應仁禮也三番隊也

鳥山

雖為舍身應仁元之後文月少捕死云云然延野上

一 伊勢守藤原次始乃任伊勢守人教事 永曆六年十月廿日

大館治部少輔尚氏 伊勢守藤原氏是任伊勢守人教事以延正少衛左衛門守

大和守成親會也也當村 家督分也

伊勢守藤原公利盛種 代任 備前守

伊勢次郎 貞賴 貞賴也任次郎也

上野刑部少輔政直 應仁元前近 一及式部少輔政直 上野刑部少輔政直

右兩人是右相也 文明十年 應仁元前近 伊勢守藤原氏是任伊勢守人教事

一 及式部少輔政直 伊勢守藤原氏是任伊勢守人教事

右見取在國之仍 伊勢守藤原氏是任伊勢守人教事

大館治部少輔尚氏

一 及式部少輔政直

上野刑部少輔政直

伊勢肥前守盛種

伊勢次郎 貞賴

連三被石加人教事

伊勢守藤原正忠貞固

伊勢新九郎盛時

上野小太郎尚長

安藤右馬助政藤

文明十二年 六月廿日

文明十六年 十月十一日

永曆六年 十月廿日

文明十八年 二月十七日

被石加

被石加

被石加

被石加

一番流 上野一流政直方八元流

伊勢守藤原氏是任伊勢守人教事

持賴息三番

薩摩守親友息也

當戶次系勅人數事

文明十九年正月 伊保元

大館彈正少弼尚良

上野氏弼大輔尚土

伊勢肥前守盛種

伊勢彈正忠貞固

安東右馬助政藤

伊勢新九郎盛時

意門官門大輔政宗

兩人立石知之 文明十九年七月廿八日

於江州釣津陣始而石知之入教事

伊勢下野守盛相

長享二年 五月日

一及之門少輔親冬

長享二年 六月日

里見兵部輔尚直

日二年 十月六日

岩山養濃与政秀

日二年 月年日

宇治次郎藤流

日年日

一 東山殿 近年戶次人數之事

大館刑部大輔政重

伊勢右京亮貞遠

富山中務少輔政近

伊勢上野介貞弘

富山刑部少輔

伊勢因幡守貞敏

右御自筆衆定置者也

此以後伊勢守肥前守 盛種 日年

伊保元之傳部輔教奉息也其父陸佐野以廣政重刑部少輔ヨリ拜任陸奥四品也貞遠男下總守舍弟也貞遠八貞宗朝臣猶子也

政清息也

大京亮貞泰也

中次河番之五人殺事 延德二年六月日

大館刑部少輔政重 四小也

伊勢右京亮貞遠

大館左衛門作尚氏 景也

伊勢次郎右衛門尉賴 作總守近年貞仍上政也

上野氏部大輔尚長

伊勢同幡守貞藏

大館左部大捕親統 伊供衆也尚氏曾祖父舍弟流氏部少輔政房也

伊勢上野入道貞弘

伊勢肥前守感種

伊勢又七 貞俊 備後守貞熙息也七郎右衛門尉事也

一

常德院殿御代清親父右馬助政重中次清系事被石

加度被思食以此等之類伊勢守國宗為清親台以

尚氏書狀云為考之由也伊勢守國宗上之考之有國宗

中通少也又云清遠事等系備上流考也仍下者

清系之由被伊勢守國宗至永享三年春勅申之早

我侍考云上之意先親清系例考以理運也一且詳

上意也考加人殺之類考大相違中此有兩文伊勢

照說圖應尚氏存知仕作間具注中若也

涉札委細拜見仕以仍安東右馬助身之事為以  
同名遠河 東山後清代始未勅之誠而編以為  
丁為 上意之申丁將涉委作也之禮

二月十七日

貞宗在判

彈正少弼殿

黃球

右文明十八年二月十七日伴務守貞宗朝后  
如法書上作也

從長祿季中至延德二年申次未勅之人較也

永正六年四月 日

大彼伊豫守  
尚氏在判

安東平六殿  
右馬助政孫是也

永正六年三月 日

新嘉坡... 永正六年三月... 日... 永正六年三月... 日... 永正六年三月... 日...



